

「能力主義」という言葉で何が語られたのか

——「能力主義宣伝号」以前の系譜——

樋口 太郎

【目次】

はじめに

1. 試験における「能力主義」
2. 法律における「能力主義」
3. 教育目的における「能力主義」
4. 自己実現としての「能力主義」
5. 品種改良としての「能力主義」
6. メリトクラシーとしての「能力主義」

おわりに

はじめに

本論文は、「ほぼ1968年までの日本で刊行された書籍・雑誌について、高いレベルのアクセシビリティをもって利用可能にしている」(根本 2023: 420)とされる国立国会図書館デジタルコレクションの「全文検索」機能を用いて、「能力主義」という言葉の使用箇所を検出し、「能力主義宣伝号」以前までの「能力主義」という言葉の使われ方について検討することを目的とする。「能力主義宣伝号」とは「全文検索」機能を解除して検索した際に最初に出てくる「能力主義」の用例であり、雑誌『実業之日本』第22巻第20号(1919年10月1日発行)の特集号としての名称である¹⁾。つまり、本論文が検討の対象とするのは、「能力主義」という言葉が初めて大々的に取りあげられる以前の時期ということになる²⁾。

-
- 1) 正確には、前号である第22巻第19号(1919年9月15日発行)に掲載された「予告」がその初出となる。なお、本論文の内容と「能力主義宣伝号」の検討とを合わせたものについて、日本教育学会第83回大会の自由研究発表(2024年8月29日)において、「「能力主義宣伝号」の言説空間——「能力主義」という言葉で何が語られていたのか」というタイトルで発表したことがある。ただし、発表の前半部にあたる本論文の内容には、発表時の原稿から加筆・修正が加えられている。また、発表後半部の「能力主義宣伝号」に関する検討は別稿に譲る。
 - 2) 2026年1月10日時点で、1919年までの限定で「全文検索」した場合、132件の文献がヒットする(以下の行論における「全文検索」の最終確認時点も同じである)。そのうち19件は、違う時期のものであったり、そもそも当該文献が存在しない、あるいはある書籍の広告文が「能力主義」の語を含んでいるためにヒットしている、などの理由により除外する。残りの113件のうち、「能力主義宣伝号」以前の1919年9月までのものに絞ると104件となる(1919年9月15日発行の『実業之日本』第

メリトクラシーという言葉が、家柄、財産、人種、民族、性、年齢、体格、性格、運などではなく、「地位の配分を個人の知的能力にもとづいて行う仕組み」をまず意味することには広く了解が得られよう（近藤 2018）。すなわち、meritocracy とは「業績（merit）による支配（-cracy）」であり、業績主義を訳語とすることが一般的である。これに対し、日本においてメリトクラシーを語る際に用いられる「能力主義」は、「生得・後天の両面をもつ個人内在的な性質に関する上下の差異化」、能力による「垂直的序列化」を促進してきたとされ、その使用が批判される（本田 2020: 34）。また、『教育社会学事典』（2018年）の事項索引にはそもそも「能力主義」が登場しない。ここにも、メリトクラシー＝能力主義という図式への疑念を看取できる。

これに対し本論文は、その疑念によって「能力主義」を排除することなく、逆に正面から対峙する。「能力主義」という言葉を歴史の砂塵から掘り起こし、その意味したところの射程を計測したい。学歴の獲得を奨励することが社会に分断を生む、エッセンシャル・ワーカーの労働の尊厳を蝕むなど、「業績」にはとどまらない「能力」というイデオロギーによってメリトクラシーがデモクラシーを脅かしているとも言われる現在（サンデル 2021）、「能力主義」の歴史的相対化には意義があると考ええる。

次に、先行研究について述べる。近代より以前から日本において「能力主義」に相当す

22巻第19号もこの104件からは除外している）。これらをテーマ別に分類すると、教育：11件、法律：79件、思想：2件、農業：3件、メリトクラシー：7件、その他：2件、になると判断することができた。本論文の構成との対応関係については、1. と 3. が教育、2. が法律、4. が思想、5. が農業、6. がメリトクラシーにそれぞれ相当することになる。

加えて、二点補足する。第一に、分類に迷った使用例が二つある。一つは、「大阪医大運動生理学開講」（『医海時報』第1146巻、1916年6月、p. 1012）と題された記事であり、学長による開講の主旨説明として、「能力主義より記憶主義に移らんとするは人文推移の傾向なり、昔は人間が物を思考する能力に重きを置きて自然体育も奨励せられしが今日は万事記憶主義にて新規の事実を思考する能力よりも先づ従来の知識の蓄積の多寡を競ふに至り、自然体育は軽視せらるる有様となれり文明の進歩は人間を破壊する傾向を有す」といった内容である。「記憶主義」は 3. で触れる「知識主義」におおよそ近いものであり、それが「能力主義」と対比されているという構図だと捉えて、3. の〈教育目的における「能力主義」〉に含まれると判断した。なお、『日本学校衛生』第4巻第7号（1916年7月）の「雑報」における「大阪医大の運動生理学開講」（p. 56）という記事も同じ題材を扱っているものであるが、教育の11件中では別のものとして数えている。もう一つは、釣鐘生「警察署施設総論」（『警察協会雑誌』第223号、1918年12月、pp. 40-46）であり、警察署の人員配置について、「裏門襲撃の情実主義を根絶して秉公持平の能力主義を採用」すべきことを述べている（p. 43）。これは、6. の〈メリトクラシーとしての「能力主義」〉に含まれると判断した。

第二に、「その他：2件」に分類した文献についてである。一つは、松岡均平「戦時ニ於ケル英国鉄道並ニ其将来（三）」（『国家学会雑誌』第29巻第10号、1915年10月、pp. 10-63）であり、「貨物賃率ニ付イテハ旅客賃率ニ比シテ遙ニ複雑デアル」として、「負担能力主義」と「容積主義」が対比されている（p. 22）。鉄道における貨物の賃率を決める際の原則に関する議論であり、租税の原則という税法における議論と近いところもあるが、「その他」に分類した。もう一つは、大石揆一『日米問題実力解決策』（三光堂、1916年8月）における、「白人種は白人種万能力主義を振り回はして、他の有色人種を圧迫し」という用法である。「能力」よりも「万能」の方に力点があると判断し、同じく「その他」に分類した。

る考え方が存在したことは指摘されている（笠谷 2005）。しかし、本論文で採用するのは「能力主義」という言葉の使われ方を歴史的に検討するという方法である。「能力」という言葉に対して同様のアプローチを採る研究はあるが（平野 2018）、「能力主義」を対象としたものは管見の限り見当たらない³⁾。

また、「思想に歴史という軸を与えながら、歴史に思想という広がりを与えたい」という企図のもと編まれた『思想史講義』シリーズに位置づく『思想史講義【明治篇Ⅱ】』では、「立憲政治の開幕に並行して、主義を語る時代も開幕した」とし、「自他の区別をつけようとする発想と縁が深い」という「主義」の本質的特徴が指摘されている（山口 2023: 18）。しかしそこでも、「能力主義」は取りあげられていない⁴⁾。おそらく、『思想史講義【大正篇】』のコラムに登場する「能率増進論と科学的管理法」（新倉 2022）がそれに相当する位置を与えられていると考えられる。同著者による新倉（2017）では、「能率」を一つのキーワードとして、第一次世界大戦後からの「「能率」の共同体」の形成過程が解明されている。しかし、同著は1920年代以降を論述の対象としており、本論文の設定する時期とは重ならない（なお、「能力主義宣伝号」も新倉（2017）では取りあげられていない）。

以下、時系列に沿って、試験、法律、教育目的、自己実現、品種改良、メリトクラシーという六つの場における「能力主義」の用法を見ていこう。なお、漢字の旧字体は新字体に適宜改め、傍点は省略した。

-
- 3) 『日本国語大辞典 第二版』は、第一巻の巻頭において「語義説明は、ほぼ時代を追って記述し、その実際の使用例を、書名とその成立年また刊行年とともに示す」という「編集方針」を掲げている。「現在刊行されている国語辞書の中で、最大規模のもので、唯一の（多巻）大型辞書」（今野 2018: 4）である。そこにおいて、「能力主義」は、「能力を重視して人を評価すること。能力のある者を重く用い、ない者を排除する制度ややり方」と説明されており、用例として最初に出てくるのが中根千枝『タテ社会の人間関係』（中根 1967）における、「ここ数年、アメリカ式能力主義への切り替えが叫ばれ、さまざまな提案、試みがなされているが」という箇所である（日本国語大辞典 第二版 編集委員会編 2001: 781）。この「能力主義」の用法は、経済審議会編『経済発展における人的能力開発の課題と対策』（経済審議会編 1963）において「能力主義の徹底」が叫ばれ、さらに日本経営者団体連盟（日経連）の政策審議会である労務管理委員会の下部組織として「能力主義管理研究会」が1966年に設置されて、その成果が日経連能力主義管理研究会編『能力主義管理——その理論と実践』（日経連能力主義管理研究会編 1969）へと結実するという流れに位置づくものと捉えられよう（能力主義管理研究会については、八代ほか（2010）を参照）。実際に、1960年代以降、「能力主義」の用例は爆発的に増加する。なお、「能力」の最初の用例としては、「物事をやり遂げることのできる力。事をなし得る力。有効にはたらく力。はたらき。才能」という第一の意味の用例として、「抑牛痘の能力は、人に種ゆれば、其気先づ其付接したる所に伝染し、不日にして全身に及ぶ」（『遁花秘訣』1820年）があがっている（日本国語大辞典 第二版 編集委員会編 2001: 781）。
- 4) 『思想史講義【明治篇Ⅰ】』（山口・福家 2022）では「主義」を伴う言葉が章タイトルに登場しなかったが、『思想史講義【明治篇Ⅱ】』では「超然主義」「平民主義」「国民主義」「国粹主義」「日本主義と個人主義」、『思想史講義【大正篇】』では「民本主義」「教養主義」「大正マルクス主義」「アジア主義と国家改造論」「小日本主義と自由主義」と大幅に増えている。以下で検討する「能力主義」の使われ方においても、「自他の区別をつけようとする発想」は色濃く表れている。

1. 試験における「能力主義」

国立国会図書館デジタルコレクションの「全文検索」において「能力主義」の最初の用例となるのが、白井毅『実験小学試験術』（普及舎、1892年2月）における「試験即チ学力観察ノ法」としての「能力主義」である。そこでは、「最終ノ程度ノミヲ観察スルモノ」である「能力主義」と、「最初ヨリ最終マデノ中間ノ諸程度ヲ合セテ之ヲ観察スルモノ」である「知識主義」が対比されている（p. 10）⁵⁾。

試験に関する議論の端緒を開くことを期した同著において、中心的に採用すべき立場とされたのは「能力主義」である。その根拠は、「凡ソ児童ノ能力ハ日ニ月ニ発達スルモノナレバ其ノ能力発達ノ結果ヲ観察センニハ則チ最終ノ程度ヲ以テ標準トセバ可ナリ」とされる（p. 10）。たとえば、第1回で加減、第2回で乗除を行う場合、乗除には加減を含むため、第2回の試験は単なる新学力のみならず、第1回の旧学力を含蓄することになる。しかし、「理合力」中心の算術ではなく「記憶力」中心の学科の場合には引き継がれる含蓄の程度が低く、「新旧学力ハ共ニ之ヲ試験スルニアラザレバ学力ノ全体ヲ知了スルコト難シ」となる（p. 15）。ゆえに、「最終ノ程度ノミ」を観察する「能力主義」の試験法を中心としつつ、「中間ノ諸程度ヲ合セテ」観察する「知識主義」の併用が要請される。「知識主義」と対比されるここでの「能力主義」とは、知識が思考力などの内面的な能力においてより定着した状態を評価するという学習評価法の基本的な立場を示すものであった。

ここで、試験をめぐる当時の文脈を確認しておこう。1892年は、「徳性ノ涵養」を小学校教育の目的と定めた第二次小学校令（1890年10月）のもとで試験の目的に大きな転換が生じた時期に当たる。小学校令施行上の細則としての「小学校教則大綱」（1891年11月）の第21条および第22条では、試験の目的について、過度の競争心を鼓舞するのではなく、教授した事項についての理解と応用力を試し「将来教育上ノ参考ニ資スル」ことを目指し、また試験の方法については「平素ノ行状学業ヲ斟酌シテ」行うという方針が示されている（天野 1993: 100）。白井は、当時の試験が「受験者ノ学力ノ程度如何ハ毫モ之ヲ顧ミズ唯一定ノ標準ニ基キテ作為セル問題ヲ用ヒ」るものであったのに対し、自身の言うところの試験とは「一定ノ標準ト受験者ノ学力ノ程度トヲ参酌シテ作為セル問題ヲ用ヒ」るものとする（p. 3）。そして、前者を「単ニ答案ノ文辞ニ顕ハルル所ノ結果ノミヲ見テ之ヲ評価」する「学業的試験」、後者を「答案ノ結果ト平素ノ結果トヲ参酌シ成ルベク正当ニ之ヲ評価」する「教授的試験」とし、後者を「称道」としている（pp. 3-4）。

ここで問題となるのが「平素ノ結果」をどのように評価するのかという点であり、試験という評価方法を採用としても、それが「最終ノ程度ノミヲ観察スル」ものである「能力主義」の試験でよいのかという点である。つまり、教育目的として知識よりも能力を重視する場合、能力は長い目で見ないとわからないという特徴ゆえに、評価方法として診断的

5) 白井毅（1857-1925）は、「開発主義の展開と普及に功績のあった人物」とされる（水戸部 2013: 47）。

3. の〈教育目的における「能力主義」〉の背景にペスタロッチの開発主義教授理論があったことを踏まえれば、試験法の分類において白井が「能力主義」という言葉を用いたことも頷ける。

評価型の試験をおこなうだけでよいのかという問題である。これは、第三次小学校令における「小学校令施行規則」（1900年8月）が「試験ヲ用フルコトナク児童平素ノ成績ヲ考查」すべきとした「〔試験〕から〔考查〕へ」（天野 1993: 118）という問題へと連なっていくこととなる。

2. 法律における「能力主義」

次に登場するのが〈法律における「能力主義」〉であり、坂本三郎『大日本商法破産法義解』（精華堂、1893年7月）が検索結果における最初の用例となる。「元來破産ノ宣告ヲ為スニ就テハ支払停止ヲ基本トスル主義ト支払無能力ヲ以テ基本トスル主義トアリ」とされ、前者の「支払停止主義」は支払っていないという事実をもって破産宣告を出す「債主一般ノ利益ヲ保護スル」立場であるのに対し、後者の「支払無能力主義」は支払う能力があるかを調査することで破産宣告を回避する道を探るという「負債者一身ノ利益ヲ保護スル」立場を意味する（p. 22）。

これとは異なる「能力主義」の用法を示しているのが、岡松参太郎『註釈民法理由』（有斐閣書房、1897年8月）である⁶⁾。明治民法は、総則編・物権編・債権編が1896年4月に、親族編・相続編が1898年6月に公布され、いずれも1898年7月から施行された（潮見ほか 2024: 10）。その明治民法総則編第14条では、妻が夫の許可を得なければ実行できない行為（不動産売買、贈与、相続など）が規定されていた。岡松は、妻について「全ク無能力ト為スヲ原則ト為スモノ（無能力主義）」、「有能力ヲ原則トシ重大ナル行為ニ限り夫ノ許可ヲ要スルヲ為スモノ（限定能力主義）」、「全ク有能力ト為スモノ（有能力主義）」という三つの説があるとし、「限定能力主義」の立場を採るとしている（p. 40）⁷⁾。近代民法は、個人の個性や能力による差別を生まないため、権利能力平等を原則としている。権利能力とは「私権について権利・義務の帰属点となる資格」のことであり、その「権利能力を有する者」が権利主体である（潮見ほか 2024: 24-25）⁸⁾。つまり、ここでの「能力主義」

6) 本書には、明治民法の総則と物権の注釈が書かれている。福井（2000）によれば、この著作には複数の刊行形態があり（pp. 185-187）、本論文が国立国会図書館デジタルコレクションにおいて参照したものがどの形態に相当するかを判断するのは難しい。ただし、上巻が総則、中巻が物権、下巻が債権という刊行形態が存在していたため、上巻と中巻を合本したものである可能性が高い。

7) この他、私権の定義について、「私権トハ一箇人ガ一箇人トノ関係ニ於テ有スル利益ニシテ法律ノ保護ニ依リ之ヲ主張スルコトヲ得キモノナリ」とする「利益主義」に対し、「反対説」として、「権利ハ自由ナリ」とするカントの「自由主義」、「権利ハ意志ノ能力ナリ」（ヘーゲル）と「権利ハ行為ノ能力ナリ」という立場を括る「能力主義」、「権利ハ生存条件ナリ」とする「生存条件説」があげられている（岡松参太郎『註釈民法理由』有斐閣書房、1897年8月、p. 12）。また、自然人ではなく法人の権利能力についても、「法律、定款、寄付行為ヲ以テ明示黙示に許シタルモノノ外ハ為スヲ許サズト」する「特別能力主義」、「明示黙示ニ禁止セザルモノハ為スコトヲ得ルト」する「一般能力主義」、「法人ハ其目的ヲ遂行スルニ必要ナル行為ハ之ヲ為スコトヲ得ルト」する「折衷主義」があげられている（p. 89）。

8) 民法と能力概念の関係について、平野亮は、「制定以来、第1編第1章「私権の享有」とされてきたタイトルが、2004年改正で「権利能力」と改められ、それまで単に「能力」とされていたものが

とは、本来すべての人が有するはずの権利が保障されるか否かを判断する基準である能力についての捉え方の違いを表現したものということになる。

以上から、いずれの場合も主体の状態を判断する基準が能力であり、この点で1.の〈試験における「能力主義」〉と共通している。法律における能力概念とは、その判断基準としての役割からすれば、本来「静的」なものなのである（須永 2010: 5）。

3. 教育目的における「能力主義」

明治民法の施行により法律分野での「能力主義」の使用が多く見られるようになるが、教育における用例が、中沢忠太郎『訓練之原理及方法』（光風館、1903年10月）において再度登場する。これは、1.の試験、評価の文脈に対し、〈教育目的における「能力主義」〉と呼べるものである。具体的には、教育目的を分類して、「自然主義」「能力主義」「道徳主義」「美育主義」「実利主義」が項目として並べられる。このうち「能力主義」に相当するのが「能力の開発」を唱えたペスタロッチであり、「教育は児童心意の諸能力を開発して、均斉に調和せしむべし」と説いたとされる（p. 6）。ただし、「ペスタロッチの能力説は、能力の先天的活動に重きを措きて、心意作用は観念の発達に外ならずとする現今の学説と相反せり。而も能力説は、教育の価値を減殺するの傾向あり」と批判の目が向けられる（p. 7）。中沢忠太郎『本邦児童訓練に関する理論と実際』（開発社、1910年9月）でも、「ペスタロッチの能力の開発説は、能力主義に重きを置きて、教育力を軽く見過ぎたるやの感がある、其平均に発達せしめよとの主張の如きは、實際に於て企図し得らるるであろうか」と同様のことが述べられている（p. 11）。さらに、小泉又一『改訂普通教育学 訂4版』（大日本図書、1913年4月）でも、教育目的の分類の一つとして「能力主義」があげられ、「教育の目的を人間の諸能力をよく調和して発達せしむるに在りとする説なり」とし、ペスタロッチが代表論者と位置づけられている（pp. 53-54）。

ペスタロッチの教育目的論に対しては、従来、「注入主義」を否定するものとしての「開発主義」という言葉が当てられていた。そして、教授理論の流行については、「開発主義」からヘルベルト主義への移行期が明治30年代であるとされる（稲垣 1995）。つまり、〈教育目的における「能力主義」〉の登場はヘルバルト主義への移行期に重なるということになる。「能力主義」という言葉がわずかながらでも採用された経緯はよくわからないが、「開発主義」と「注入主義」の対立では「開発」や「注入」という教育的な働きかけの動作自体が「主義」化されているのに対し、1.で見たような「能力主義」と「知識主義」の対立では教育的な働きかけの対象である「能力」や「知識」が「主義」化されている。第二次小学校令（1890年10月）などの影響から、「能力」や「知識」などの育成すべき対象を教育目的としてより意識化するようになり、それが試験の目的として日々の実践と連動するようになった結果とも言えるのではないだろうか。

「行為能力」と明示されたのに続き、2017年改正では、それに「意思能力」が加えられることで、民法制定から120年の時を経て、一層厳密に「能力」をベースとした概念整理が完成し、条文と学説の齟齬がようやく解消された」としている（平野 2018: 17）。

これまで見てきたのが教育目的の分類に関する議論であったのに対し、その分類から教育目的の変化を記述しているのが、谷本富『新教育講義』（六盟館、1906年11月）である。谷本は、「第一期は実用主義、第二期は能力主義であるから、今日は自然の順序から言へば第三期即ち目と手を紹介して是に依つて心身全体の教育を目的とするのでなければ為らぬ」とする。そして、「今猶ほ教則には簡易なる物品製作の能を養成し勤労の習慣を云々と言つてあると、ウツカリして居ると実業々と訳も解らず騒ぐ世の中だから、却つて再び第一期に逆戻りをしはすまいか」と懸念を示したうえで、「今日手工が繁昌し隆盛して居るのは私は太だ喜ぶが、先程述べた様に之れに由つて心身全体を発達せしむると云ふ事に重きを置かなければ面白くない」と述べている（p. 400）。ここでの「能力主義」は「心身全体」との対比において用いられ、「能力」とはペスタロッチに由来するような人間に内的なものとして捉えられ、それに対して「身体」が教育の対象としてクローズアップされていることになる。

『新教育講義』のもととなった公開講義は、1905年12月から1906年6月まで計15回開催された。これは、谷本富（1867-1946）が京都帝国大学文科大学教授に任命された時期（1906年7月）と重なる（滝内 2014）。とりわけ実業教育を重視した谷本は、小学校段階を念頭に、実業教育に関する知識を直接子どもに教えるのではなく、活動的な遊戯を通じた「手工」による実業教育を志向した。これは、谷本が教育の対象として「身体」を重視したという上述の内容とも合致する。そして谷本は、子どもたちに「遊戯と云ふ事を利用して、経済思想、企業思想を注ぎ込」もうとしていた（谷本 1906: 216）。ここには、「経済社会機構の理解」「生産技術の習得」「資本主義社会における労働大衆の実業道德の教化」の促進という谷本の企図を読みとることができる（稲葉 2004: 24-25）。

もちろん、ここでの「能力主義」はペスタロッチ由来と想定されるもので、「経済思想」「企業思想」を結びつくようなものではない。ただし、教育が経済との関係において語られている点には注目しておきたい。さらに、紡績業などの軽工業を中心とする19世紀的資本主義の時代における「手工」の重視が、鉄鋼業などの重工業を中心とし、大規模な機械化が進行する20世紀的資本主義の時代、大企業と国家が連携することによる独占資本主義の時代に入っていくと、そこでの教育と経済の関係についての語りはどのように変化するのか、そこに「能力主義」はどのように関係してくるのかという問いも浮上してこよう。

以上が教育一般の目的における議論であったが、次に登場するのが読方、綴方など国語科における「能力主義」である。小林佐源治『教案中心読み方教授の実際案 上巻』（教育研究会、1916年9月）では、「能力主義の教授」という項目が設けられ、知識の量だけを重んじる「知識主義」ではなく、「徒に知識の量を貪るより知識を習得し知識を運用する知力を養ふ」（p. 92）という「知力主義」に立つべきことが主張される。そして、読方における「知力主義」とは、「文の中に二つや三つ知らない文字があつても前後の意味から判断して其文の意義がわかる様に」することであり、本の「研究法」を教えることであり、文字、文章、本に対する「興味」を身につけさせることだとする（pp. 92-93）。小林佐源治（1880-1964）は東京高等師範学校附属小学校などにおいて訓導として活躍し、教科指

導論だけでなく学級経営論においても著作を残している。

綴方における「能力主義」使用の事例としては、百田作次郎『故百田訓導遺稿 綴方教授法・児童教養日誌』（非売品、1917年11月）が登場する。百田は、綴方教授の最終目的は「実社会に出でて活用し得る力を与へる」ことだとするが、日用文を題材に模範となる文章を書き写させ、暗記させるような「実用論者」の教授法は「文の根柢は思想であることを忘れて」おり、「実用を考へるならば、先づ児童の思想感情を根柢として、発表能力を養ふべき」だと主張する（p.23）。つまり、百田において、「能力主義綴り方教授の終極点」とは「活社会に立ちて、如何なる事柄でも、自己の思想感情はこれを発表し得るの能力を付するにある」ということになる（p.77）。

百田作次郎は、福井高等師範学校附属小学校訓導を務めながら1916年1月に35歳で夭折した人物である。百田の死を悼み、その功績を称えるため本書を出版した斎藤藤吉は、「綴方教授に対して極力能力主義を主張せられた」という百田の教授法を、「方法に於ける真の能力主義は目的に於ける真の実用主義となる」と評している。そして、「児童の身心発達に考へて、各学年に応ずる綴方能力陶冶の系統案を工夫した」点、「各学年に於ける批正の標準を確立した」点に功績があったとする（pp.462-463）。「実用主義」という教育目的のために「綴方能力」を「陶冶」するという教育方法としての「能力主義」を採用し、綴方教授の系統案として具体化していたことがわかる。

さらに、同じ綴方における事例として登場するのが、友納友次郎『綴方教授の思潮と批判』（目黒書店、1919年7月）である。友納は、小学校段階を念頭に、綴方教授には「実用主義」「芸術主義」「能力主義」という三つの立場があるとする（pp.143-144）。「実用主義」は、文学的文章ではなく実用的文章に熟達させることを目的とする。これに対し、「芸術主義」は、「児童の創作を重んじ児童の創作を指導して漸次に藝術的の文章に近づかしめよう」とし、「選材も記述も児童の自由に任せ、専ら児童の興味や発表欲に重きを置いて、児童としての観方、感じ方を尊重」することで、「十分に個性を発揮せしめよう」とする立場である。そして「能力主義」には、「事物を正しく観、正しく考え、正しく感ずる力を修練して之を文章の上に表はさせる」、「事物の空間的・時間的・因果的関係を認識して之を語句文章の上に明瞭に表はさせる」、「一定の目的の下に思想を論理的に整理してこれを文章の上に表彰する力を養ふ」という三つの立場があるとしている。

友納友次郎（1878-1945）については、芦田恵之助（1873-1951）との「小倉立会講演」における「随意選題論争」（1921年）が有名である。友納は、芦田ら随意（自由）選題論者に対して、あくまで「綴方能力」の「陶冶」を重視し、「綴方教授細目」という系統指導案を提起した。そこには、「実用主義」でも「芸術主義」でもない、教育目的さらには系統的に育成すべき教育目標として能力を重視するという意味での「能力主義」の立場が明確に現れていると言えよう。

以上から、最初は外来の教育思想の導入にとどまっていた〈教育目的における「能力主義」〉が、現実影響力を発揮している教育目的を分類する機能を果たすようになり、さらに教育実践へと内在化して、教育目標論やカリキュラム論へと結実していく過程を読み

とることができよう⁹⁾。

4. 自己実現としての「能力主義」

3.における中沢（1903）と同年に、「能力主義」を自己実現として捉える、黒岩周六『天人論』（朝報社、1903年5月）が登場する。そこでキーワードとなるのが「向上主義」であり、「生物の根元は向上主義なり、上に向て進化する上進力なり」、「向上主義とは伏能を啓発するの謂なり、啓発す可き伏能の存せざるに当りては自ら之を作り出すの力なり」とされる（p. 70）¹⁰⁾。そして、「何人能く自個の身に、如何ほどの伏能の潜めるやを知らんや」。ゆえに、「伏能の価値は唯だ其の量の知る可からざる所に在り」、「人は此点に於て同等」であり、「自由平等の主義と云ふ者も唯此の各自の伏能の知る可からざる所に存す」とされる（pp. 104-105）。各人の「伏能」は測り知れないという意味において各人は同等であり、「自由平等の主義」もそこにおいて成り立つのである。

そして、日本における「克己、勉強、忍耐、力行」などの言葉は「向上主義」に合致し、また西洋における「能力主義」や「自個実現主義」という言葉もその一部であるとされる。つまり、「向上主義」は「伏能啓発の主義」であり、さらに「伏能は自個のみに在るに非ず、一家にも在り、一社会にも在り、一国にも在り、生命総体にも在り、宇宙全体にも在り」、「先づ自個の伏能を啓発する事に依りて総体の伏能を事実と為」し、「自個と宇宙と共に向上する」のである（pp. 105-106）。「能力主義」は「エネルギー」であり、「自個実現主義」と同義ともされていることがわかる。つまり、ここでの「能力主義」とは自己に潜在する能力の発現を重視する立場を意味している。

しかし、「向上主義を躬行するは快樂に非ず苦痛」であり、「人より下なる生類は唯だ衝機の指す所に従ひて之を行ひ、従て苦痛快樂の外に出でず」。それに対し、「人は既に靈智を以て動物界を脱し」ているため、「過ぎ去りたる艱難を回顧する」、「苦痛に堪へ得る我の力量を楽しむ」、「苦痛の終る可き時の嬉しさを予想して楽しむ」ことができ、これらは過去、現在、未来の三つの「靈的快樂」と呼べるものである。「人は悲みをも靈化して歡

9) なお、この〈教育目的における「能力主義」〉は、「能力を「何かを学習し得る力」ととらえ、能力を教育の目標に位置づけ、その効率的・効果的な育成を重視した教育学上のパラダイム」（中村 2020: 6）として、国語科教育の分野において現在でも息づいている。

10) 「向上主義」について「全文検索」をすると、最初の用例が1898年10月のものであり、最初に辞書的な意味を提示してくれるのが三宅雄次郎校閲／徳谷豊之助・松尾勇四郎合著『普通術語辞彙』（敬文社、1905年8月）である。そこにおいて、「向上主義とは、専ら理想を追ふて精励努力せんとを生存行為の方針となすものを謂ふので、定確なる意義を有する術語にあらず、理想主義に比すれば、稍実行の意義即ち意志の觀念を多く含めるものである」とある（p. 308）。ただし、ここでの「向上主義」は「向上（aspiration）」の小項目に位置づくものであり、「アナボリズム」ではない。そこで同じく「anabolism」について「全文検索」すると、最初に辞書的な意味を示してくれるのが教育大辞書編集局編纂『教育大辞書』（同文館、1908年10月）である。「感情（feeling）」の項目において、「全体の機関の健全なる建設作用は快感をおこし、之れに反せる破壊作用は不快感を起す」とある（p. 323）。

喜」するのであり、「悲みて傷むは向上主義の第一の機械を損するなり」。「人の能力は常に、逆境に遭ふて発達する」るのであり、「靈化せざる快樂は能力主義の敵なり」となる(pp. 106-107)。「向上」、自己実現のためには努力が必要だと強調されている点は、自助論や修養論に通じるものと言えよう(大澤 2022)。

『天人論』はベストセラーとなったこともあり、高橋五郎「黒岩氏の『天人論』を評す」(高橋五郎『最新 一元哲学』前川文栄堂, 1903年9月, pp. 203-216)という書評も残されている。そこでは、黒岩の論が「個体発生は系統発生を繰り返す」で有名なエルンスト・ヘッケルの「進化的一元主義」の影響を強く受けていることが指摘されている。ヘッケルの一元論的心理学は、心と肉体を分ける二元論において想定される人間の自由意志を否定し、あらゆる心理的活動は物質的原基を有し、自然主義的な実体法則に従うと考える(福元 2020: 281)。こうした進化論の発想が黒岩の「能力主義」に流れていることにも注意をしておきたい。

黒岩周六(1862-1920)は、大衆新聞『萬朝報』を創刊し、スキャンダリズムや社会悪の糾弾で部数を伸ばした黒岩涙香の本名である。「ジャーナリスト」「文学者」「哲学者」「社会活動家」という四つの顔を持つ黒岩にとって、本書は「哲学者」、思想家の側面を体现するものと言えよう(原田 2013)。1903年という時期は、『萬朝報』にとって「たそがれ」の時期にあたる。ロシアとの開戦をめぐる非戦の立場をとる内村鑑三(1861-1930)、幸徳秋水(1871-1911)、堺利彦(1871-1933)ら社会主義者たちが去り、『萬朝報』は開戦の立場を鮮明にした(奥 2019)。その間、黒岩は『天人論』の執筆に注力していたと考えられる。そして1904年2月、日露戦争が始まる。黒岩は、日露戦争に関する自身の立場表明の文章も掲載した『精力主義』(隆文館, 1904年5月)を出版する。そこで、新たに「精力主義」に対して「エネルギー」と振られ、「戦争はエネルギーの平均(平和)を作り出すもの」で、国家をさらに向上させるために起きると主張した(奥 2019: 350)。ここには、先述の「進化的一元主義」の影響を見ることができよう。

続いて、品田俊平『思想界之統一 忠元論』(心教学院, 1917年9月)にも、ほぼ同様の文言が見られる。まず、「伏能」とは「吾人ノ本性ニ潜在セル徳一切ノコト」である(p. 104)。そして、「世ニ克己、勉強、忍耐、力行ナドヲ喋々スルハ皆此ノ伏能ノ啓発ヲ促ス術語デ能力主義トイヒ自我実現主義トイフ」のであり、その「伏能」は「人類ノ占有物ニ止マラズシテ、万有皆享有シテ」いるが、「先ヅ吾人ノ伏能ヲ啓発スルハ此ノ総テノ伏能ヲ啓発スル所以トナル」と述べている(p. 107)。

品田俊平(1873-1935)は、疾病治療や悪癖矯正をおこなう催眠療法家であったが、のちに心教暗示術という思想と技法を打ち出し、自らが設立した心教学院は教化団体としての性格を強めていく(栗田・吉永 2019: 328)。本書はその思想面を表現したものを言えよう。

以上から、2. の法律においては主体の判断基準として「静的」なものであった能力が、主体が「向上」し変化する様を表す、すなわち動的なものとなっていくことを確認できよう。

5. 品種改良としての「能力主義」

中沢（1903）、黒岩（1903）から6年後に、「能力主義」の適用範囲が家畜に及ぶ事例が登場する。津野慶太郎「〈内外抄録〉畜産改良は能力本位たるべし」（『農業雑誌』第34巻第35号，1909年12月，p. 557）では、「畜産の改良にも種々あるが，二十世紀の今日に於ける改良の主眼は能力本位であり，「能力主義から云ふと，乳牛なれば単に乳量多大なるのみならず，乳質も良好にして，而も最少限の飼料を以て最多額の乳質物を生産せねばならぬ」とされる。ここでの「能力主義」は，家畜の評価が「能力本位」で行われるべきことを述べており，まさしくメリトクラシーの発想に相当する。

さらに，この発想は評価方法の刷新を迫る。「牛の経済的能力に富むと云ふことが，最も必要の条件である畜牛共進会や，品評会の如きも，此の能力実査を主として，其の成績に拠りて賞与を行ふことが必要である」。なぜなら，「今日の如く単に出品したる動物の外観のみに依りて審査することは往々事実を誤るの虞がある」からである。よって，「搾乳」「耕作」「輓曳」を実際に試みることで評価されるべきとする。

ここでは，目的論と評価方法が「能力主義」において連動している。つまり，評価に関わる1.や2.の流れと目的に関わる3.と4.の流れの合流点に，「経済的能力」を重んじる〈品種改良としての「能力主義」〉が位置するということである。そして，この牛の「改良」が人間や社会や国家の「改良」へと流れつくことも予測が立とう（「能力主義宣伝号」にはそれが現れてくることになる）。

次に，西川勝蔵「我邦産牛業の自治発達に就て」（『肉と乳』第3巻第12号，1912年12月，pp. 8-12）では，「改良の意義は専ら能力を上進せしむる」ことにあるとし，その方法として「血統を選択すること」と「能力の審査標準を定めて淘汰法を行ふこと」があるとする。そして，「バブcock氏が一種の脂肪分離器を発明せし以来，能力の検定法を実施すること」ができるようになり，「今日の如く能力主義を以て世界に喧伝せらるるに至り，斯く隆盛を極めつつある」とする（p. 9）。

やはり，「改良」という目的のもと，「血統」ではなく「能力」を評価する方法が主題となっている。「脂肪分離器」という新たな評価方法の開発は，1958年に著され meritocracy という言葉を生み出したヤング（1982）における，1989年の心理学の大躍進によって将来の成功を予測することが可能となったというフィクションを想起させる。

さらに，八叉「嗚呼今井博士 君と最終の半日」（『日本之産馬』第4巻第2号，1914年2月，pp. 41-44）では，馬を評価する方法について「体格主義者」と「能力主義者」の対立があるが，「体格選択の要は唯だ此の能力を鑑定するの一手段と為すに過ぎず」として，「体格」ではなく「能力」を評価すべきという「今井博士の言葉」が紹介されている（p. 42）。

6. メリトクラシーとしての「能力主義」

そして，人間を対象とするものとしても，メリトクラシーに近い用法が登場してくる。

三土忠造『社会百言』（富山房、1910年10月）では、「世間は益々能力主義となり、微賤の家に生るるも能力ありて社会に大影響を及すが如き事業を爲すものは之を尊敬すれども、名門に出づるも能力なく悠々坐食する者は殆んど捨てて顧みざるの傾向を生じたり」と記されている（pp. 206-207）。

三土忠造（1871-1948）は、1897年に東京高等師範学校を卒業後、当時の朝鮮における日本語教育の推進などに取り組んだ。そして帰国後の1908年、第10回衆議院議員選挙に立憲政友会から出馬して当選し、その後文部大臣、大蔵大臣などを歴任した人物である。『社会百言』は社会についての三土の100の言葉を著したものであり、引用箇所は「八十五貴族の政治熱」の一節である。帝国議会において貴族院議員が選挙で選ばれていなかったという当時の状況を背景とする言葉であろう。

次いで、吉野作造「〈時論三項〉国民思想統一論者に与ふ／何ぞ進んで世界改造の問題に参与せざる／布衣エーベルトの新任を觀て我貴族階級の覚醒を促す」（『中央公論』第33巻第13号、1918年12月、pp. 63-70）では、日本における「無爵の宰相」である原敬（1856-1921）の登場や、第一次世界大戦後のドイツにおける労働者階級出身の首相の誕生を事例に、「今や世界は人格と能力とのみが最高の権威たらんとする時代」であり、「曠古の変局は益々人材の蹶起を促し、門地経歴の活動すべき余地は益々狭められた」とする（p. 70）。そして、「之れ遇々能力主義の發揮に外ならないけれども、又一面に於て貴族主義に対する一大侮辱と見るべきではないか」とし、「四民等しく陛下の赤子たる今日に於て、貴族自身の努力が如何に藻掻いても平民がとても寄り付けない程の高い自覚と堅い能力とを養ふにあらずんば、貴族制は断じて無用の長物である」とする（p. 70）。

吉野作造（1878-1933）は大正デモクラシーを代表する人物であり、「民本主義」の主唱者として知られる。吉野によれば、「民主主義」という言葉は国家の主権が人民にあることを示すため、君主国である日本にはふさわしくない。そして、憲法にもとづく「立憲政治」において、「民本主義」とは主権の存在ではなく主権の運用の概念であり、政治の目的は「一般人民の利福」に置かれ、政策の決定は「一般人民の意嚮」によるものとした（成田 2007: 28）。あくまで「四民等しく陛下の赤子」という前提のもとでのデモクラシーだったのである¹¹⁾。

これら三土や吉野の「能力主義」が階級批判という「批判としての能力主義」だとすれば、最後に登場させるのがメリトクラシーのあるべき姿を積極的に提示する「規範としての能力主義」と呼ぶうるものである。杉森孝次郎「デモクラシイの本義」（『東方時論』第

11) この点を捉え、「民本主義の歴史的な評価が揺らぐのは、内政的には自由主義を主張しているが、それが国権主義と結びつき、対外的には植民地領有や膨張主義などを容認し、帝国とのきっぱりとした態度がとりにくいためである」とし、「民本主義は一国デモクラシーといっているが、それは、まさに帝国のデモクラシーの姿でもあった」という「民本主義」や吉野への評価がなされる（成田 2007: 36）。ただしそこに、「明治憲法を正確にワークさせる」、「デモクラシーへの空気の中でおお、現実の正確な理解から、まずは政治システムを真に立ち上げなければならない」という発想が存在していたことは銘記されるべきである（木庭 2024: 72）。

4年第7号, 1919年7月, pp. 75-86) は、その末尾において「自分はデモクラシイの信者ではない。能力主義の信者である, 公平なる能力主義の信者である」と述べている (p. 86)。それでは、「デモクラシイ」と「能力主義」はいかなる関係にあるのだろうか。

杉森は、「デモクラシイ」の最重要課題は「機会の開設」や「能力総動員」にあるとし、「各人の全能を極度に開設発達させる機会を供給することが制度方面より見たるデモクラシイの本務である」と述べる (p. 78)。しかし、「人間の能力という最貴最尊の宝物を、人は湯水の如くに浪費する」ため、「万人の能力に対して、先づその発達の機会を与ふべし。家の貧富のためにその機会に寸毫の殊差を許してはならぬ」として、明確にメリトクラシーの理念を掲げる (p. 79)。そして、「強制に代ふるに意思を以てせんとするデモクラシイは、教育に飽くまでも重大なる位置を与ふる」必要があり、「産業上及び政治上の改良も、先づ教育上の改良から着手せねばならぬ」として、個人の能力開花の機会を生み出す教育に最も強い関心を寄せる (p. 81)。ゆえに、「個人の能力と、それを訓練する社会上の機会即ち教育との間の平等、及び、すでに訓練せられたる能力と、それを活用する社会上の機会即ち位置との間の平等を完全にすることがデモクラシイの本職でなくてはならぬ」とする (p. 83)。

「デモクラシイ」は教育機会の平等の実現とともに、個人の業績に対する正当な地位や報酬の付与をその本務とし、あくまでもその目的のための手段である。上掲の「自分はデモクラシイの信者ではない。能力主義の信者である, 公平なる能力主義の信者である」という言葉はそのことを物語っている。ここに、これまでの批判の原理とは異なる、「規範としての能力主義」の姿を見出すことができよう。ただし、これらの機会が保障されたあとには、「自由競争は終始一貫してこれあるを妨げない」(p. 79) のであり、その「自由競争」において「能力の差、品性の差は、すべての偶然的もしくは外在的差別を洗ひ去つても、残つて存在を主張する」(p. 81) と杉森は考える。「能力主義の信者」とはおそらくこの意味においてでもあることに注意を向ける必要があろう。

杉森孝次郎 (1881-1968) は、社会哲学、社会倫理学を専門とし、論文が書かれた1919年は1913年からのドイツ、イギリス留学より帰国して早稲田大学教授に就任した時期にあたる (青木 1998)。杉森はおそらく、「能力主義」という言葉を理論的背景を有しつつ用いた初めての人物ではないだろうか。これまで注目はされてこなかった人物であるが、飯田 (2017) はその「独自の社会哲学的な文明批評」を検討すべきものとしてあげている (p. 242)。また、冒頭で触れた、サンデル (2021) によるメリトクラシーがデモクラシーを脅かしているという言説と対比すれば、能力が不平等を打破する希望であった杉森の時代と、能力自体が不平等を生み出しているという疑念が広がる現在の違いが見えてくる。「能力主義」の系譜をたどるという本論文の試みは、こうしたメリトクラシーをめぐる問いにアプローチすることを期するものでもあったと言えよう。

おわりに

本論文は、国立国会図書館デジタルコレクションの「全文検索」機能を用いて、「能力

主義」という言葉の使用箇所を検出し、1919年までの「能力主義」という言葉の使われ方について検討することを目的とした。その使用例は、時系列に沿って、試験、法律、教育目的、自己実現、品種改良、メリトクラシーという六つに分類することができた。そして、評価に関わる試験と法律では能力を静的に捉える傾向にあったのに対し、目的に関わる教育目的、自己実現では、前者において教育実践の具体へと「能力主義」が広がっていくとともに、後者において能力を動的なものとして捉えるという変化が見出された。これら主体の評価のための「能力主義」と主体の変容という目的のための「能力主義」という二つの流れは、家畜を対象として、「経済的能力」に向けた主体の変容に関心を向けるとともにその評価方法にも気を配る〈品種改良としての「能力主義」〉を合流点とするものであった。その流れは人間という主体を対象とする〈メリトクラシーとしての「能力主義」〉へとつながり、その中に「批判としての能力主義」から「規範としての能力主義」へという変化を見出すことができた。

冒頭で取りあげた「能力主義宣伝号」(『実業之日本』第22巻第20号、1919年10月1日発行)は、その趣旨を「能力主義宣伝号は世界的改造に対する国民的対業の能力主義にあるを信じ、国民の此点に覚醒し努力し、以て大勢に順応するを宣伝するにある」(p.1)と掲げている。5.における家畜の「改良」が「国民」の「改造」と共鳴し、「経済的能力」という観点が家畜を超えて人間に適用される様がこの文章からは想起される。6.における〈メリトクラシーとしての「能力主義」〉がそこにどのような同調、あるいは変調をもたらすのか。「能力主義宣伝号」にも登場する杉森孝次郎がその主要演者となりうるわけだが、それは別稿に譲りたい。

最後に、研究方法について付言しておきたい。本論文は、印刷という活字メディアにおける大量複製技術の普及によって現実に存在することとなった言葉の「モノ」的側面において「能力主義」に着目し、電子メディア、なかでもマスメディアよりも双方向性を帯びるネットワークメディアが生み出した高度な検索の技術によって、「能力主義」という言葉の使用場面という「点」を洗い出し、それらを「線」で結ぶという作業をおこなった。それらの「点」は、筆圧をかけることで、インクが滲むように広がりを見せた。その同心円はまだ小さい。しかし、「線」の補助を得ながらその同心円をつなぐことで、「能力主義」という言葉の「ま-こと」をその「ことの端」から読み解いてきたのが本論文の研究手法であったと捉えることができるのではないだろうか¹²⁾。

12) 彌永信美による以下の文章を参照した(彌永 2024: 100)。

たとえば「ことば」ということば。——その前にあったのは「言の葉」ということばだと思われ
ますが、これは「ことの葉っぱ」「ことの端」「ことの一片」という意味で、大きな、重大な「こ
と」のただの端っこ、という意味に理解できます。つまり、元は一つの統一された語／概念で
あった「こと」から、その「一端」を意味する「ことの端」が切り出され、分節されて、より
「軽い」意味(ただの「ことば」)になり、その「ことば」ともう一方の「こと」=事実を結びつ
けていた関係性——すなわち「ま-こと」(「真のこと」)——は、重大性をすっかり失ったわけ
ではありませんが、変質していった、その変化の証し、または兆しが「言の葉」という語が出現し

【一次資料】（登場順）

■本文において検討対象としたもの

- 白井毅『実験小学試験術』普及舎，1892年2月。
 坂本三郎『大日本商法破産法義解』精華堂，1893年7月。
 岡松参太郎『註釈民法理由』有斐閣書房，1897年8月。
 中沢忠太郎『訓練之原理及方法』光風館，1903年10月。
 中沢忠太郎『本邦児童訓練に関する理論と実際』開発社，1910年9月。
 小泉又一『改訂普通教育学 訂4版』大日本図書，1913年4月。
 谷本富『新教育講義』六盟館，1906年11月。
 小林佐源治『教案中心読み方教授の実際案 上巻』教育研究会，1916年9月。
 百田作次郎『故百田訓導遺稿 綴方教授法・児童教養日誌』1917年11月（非売品）。
 友納友次郎『綴方教授の思潮と批判』目黒書店，1919年7月。
 黒岩周六『天人論』朝報社，1903年5月。
 高橋五郎『黒岩氏の『天人論』を評す』高橋五郎『最新 一元哲学』前川文栄堂，1903年9月，pp. 203-216。
 黒岩周六『精力主義』隆文館，1904年5月。
 品田俊平『思想界之統一 忠元論』心教学院，1917年9月。
 津野慶太郎『〈内外抄録〉畜産改良は能力本位たるべし』『農業雑誌』第34巻第35号，1909年12月，p. 557。
 西川勝蔵『我邦産牛業の自治発達に就て』『肉と乳』第3巻第12号，1912年12月，pp. 8-12。
 八又『嗚呼今井博士 君と最終の半日』『日本之産馬』第4巻第2号，1914年2月，pp. 41-44。
 三土忠造『社会百言』富山房，1910年10月。
 吉野作造『〈時論三項〉国民思想統一論者に与ふ／何ぞ進んで世界改造の問題に参与せざる／
 布衣エーベルトの新任を觀て我貴族階級の覚醒を促す』『中央公論』第33巻第13号，1918年12月，pp. 63-70。
 杉森孝次郎『デモクラシイの本義』『東方時論』第4年第7号，1919年7月，pp. 75-86。

■その他のもの

- 『実業之日本』第22巻第20号（「能力主義宣伝号」），1919年10月。
 「大阪医大運動生理学開講」『医海時報』第1146巻，1916年6月，p. 1012。
 「大阪医大の運動生理開講」『日本学校衛生』第4巻第7号，1916年7月，p. 56。
 釣鐘生『警察署施設総論』『警察協会雑誌』第223号，1918年12月，pp. 40-46。
 松岡均平『戦時ニ於ケル英国鉄道並ニ其将来（三）』『国家学会雑誌』第29巻第10号，1915年10月，pp. 10-63。
 大石揆一『日米問題実力解決策』三光堂，1916年8月。

たことによって示される、と言えらると思います。

さらに彌永は、「「こと」の中に「こと＝事実」と「こと＝ことば」が同じ比重で詰まっている、それを一つの「こと」としてまとめるのは（やや単純化して言うなら）「ま-こと」、つまり「真実」である、とも言えらると思われまゝ」とも述べている（p. 101）。

馬場貞由『遁花秘訣』1820年。

三宅雄次郎校閲／徳谷豊之助・松尾勇四郎合著『普通術語辞彙』敬文社，1905年8月。

教育大辞書編集局編纂『教育大辞書』同文館，1908年10月。

【一次資料以外の参照文献】(五十音順)

青木章之介(1998)「杉森孝次郎——国際的リベラリズム，モラルとプライドの社会学」川合隆男・竹村英樹編『近代日本社会学者小伝——書誌的考察』勁草書房，pp. 191-196。

天野正輝(1993)『教育評価史研究』東信堂。

飯田泰三(2017)『大正知識人の思想風景——「自我」と「社会」の発見とそのゆくえ』法政大学出版局。

稲垣忠彦(1995)『増補版 明治期教授理論史研究』評論社。

稲葉宏雄(2004)『近代日本の教育学——谷本富と小西重直の教育思想』世界思想社。

彌永信美(2024)「概念史，認識論的歴史，日本の近代化——世界の近代化と前近代世界の概念体系(1)：問題の枠組」『思想』2024年6月号，pp. 96-117。

大澤絢子(2022)『「修養」の日本近代——自分磨きの150年をたどる』NHK ブックス。

奥武則(2019)『黒岩涙香——断じて利の為には非ざるなり』ミネルヴァ書房。

笠谷和比古(2005)『武士道と日本型能力主義』新潮選書。

栗田英彦・吉永進一(2019)「民間精神療法主要人物および著作ガイド」栗田英彦・塚田穂高・吉永進一編『近現代日本の民間精神療法——不可視な^{オカルト}エネルギーの諸相』国書刊行会，pp. 297-384。

経済審議会編(1963)『経済発展における人的能力開発の課題と対策』大蔵省印刷局。

木庭顕(2024)『ポスト戦後日本の知的状況』講談社選書メチエ。

近藤博之(2018)「メリトクラシー」日本教育社会学会編『教育社会学事典』丸善出版，pp. 600-601。

今野真二(2018)『『日本国語大辞典』を読む』三省堂。

サンデル，マイケル・J 著／鬼澤忍訳／本田由紀解説(2021)『実力も運のうち——能力主義は正義か?』早川書房。

潮見佳男・滝沢昌彦・沖野眞己(2024)『民法1 総則』有斐閣。

須永醇(2010)『須永醇 民法論集』酒井書店。

滝内大三(2014)『未完の教育学者——谷本富の伝記的研究』晃洋書房。

中村敦雄(2020)『国語科教育における能力主義の成立過程——興水実と近代化の精神，1931-1977』溪水社。

中根千枝(1967)『タテ社会の人間関係——単一社会の理論』講談社現代新書。

成田龍一(2007)『大正デモクラシー』岩波新書。

新倉貴仁(2017)『「能率」の共同体——近代日本のミドルクラスとナショナリズム』岩波書店。

新倉貴仁(2022)「能率増進論と科学的管理法」山口輝臣・福家崇洋編『思想史講義【大正篇】』ちくま新書，pp. 234-237。

日経連能力主義管理研究会編(1969)『能力主義管理——その理論と実践』日本経営者団体連盟弘報部。

日本国語大辞典 第二版 編集委員会編(2001)『日本国語大辞典 第二版』第十巻，小学館。

根本彰(2023)「知のメディアとしての書物：アナログ vs. デジタル」『情報の科学と技術』第

73巻第10号, pp. 416-422。

原田敬一 (2013) 「黒岩涙香——社会を刺激し続けた奇才」 趙景達ほか編『講座 東アジアの知識人 第2巻』有志舎, pp. 246-262。

平野亮 (2018) 「「能力」と「脳力」——近代教育用語としての2つの〈ノウリョク〉」『兵庫教育大学研究紀要』第53巻, pp. 9-20。

福井純子 (2000) 「岡松参太郎年譜・著作目録」『立命館百年史紀要』第8巻, pp. 163-206。

福元圭太 (2020) 『賦霊の自然哲学——フェヒナー, ヘッケル, ドリーシュ』九州大学出版会。

本田由紀 (2020) 『教育は何を評価してきたのか』岩波新書。

水戸部光則 (2013) 「長野県における白井毅による開発主義の展開と普及——明治17年から明治26年までの白井の啓発活動」『人間教育の探究』第25巻, pp. 47-65。

八代充史ほか編 (2010) 『能力主義管理研究会オーラルヒストリー——日本の人事管理の基盤形成』慶應義塾大学出版会。

山口輝臣 (2023) 「はじめに」山口輝臣・福家崇洋編『思想史講義【明治篇Ⅱ】』ちくま新書, pp. 11-24。

山口輝臣・福家崇洋編 (2022) 『思想史講義【明治篇Ⅰ】』ちくま新書。

ヤング, マイケル著／窪田鎮夫・山元卯一郎訳 (1982) 『メリトクラシー』至誠堂。